

福岡県公報

平成25年2月22日
第3473号

目次

告示 (第237号 - 第252号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) 1
 - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定 (会計管理局会計課) 1
 - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 2
 - 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 4
 - 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) 6
 - 市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 6
 - 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6
 - 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 7
- 公 告**
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) 7
- 収用委員会**
- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) 8

- 土地収用法に基づく裁決手続の開始 (用 地 課) 8
- 内水面漁場管理委員会**
- 水産動植物の採捕禁止区域及び期間 (水産振興課) 10
 - 水産動物の採捕禁止区域及び期間 (水産振興課) 11

告 示

福岡県告示第237号

福岡県領収証紙条例 (昭和39年福岡県条例第48号) 第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小 川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
514	田川市大字伊田4551 木下酒類販売株式会社	田川市大字伊田4551 木下酒類販売株式会社	平成25年 3月1日

福岡県告示第238号

福岡県領収証紙条例 (昭和39年福岡県条例第48号) 第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小 川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
515	豊前市大字八屋2007-1 福岡県京築県土整備事務所建築指導課内 京築行政協力部会	豊前市大字八屋2007-1 福岡県京築県土整備事務所建築指導課内	平成25年 4月1日

福岡県告示第239号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
36	小郡市小郡255番地1 小郡市	小郡市小郡255番地1	平成25年 3月31日

福岡県告示第240号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
大野支22	大野城市地域包括支援センター	大野城市瓦田4丁目2-1 (すこやか交流プラザ)	H 23・4・1	予支援
粕介358	ふちだ内科クリニック	糟屋郡志免町別府北1丁目14-25	H 25・1・1	居管・予居管
糸島地介45	井上病院	糸島市波多江699-1	H 25・1・1	訪リ・予訪リ
粕介歯52	スマレ歯科	糟屋郡粕屋町大字仲原2911-1	H 25・1・1	居管・予居管

春介歯87	しらきはら歯科	春日市若葉台西3丁目6	H 25・1・1	居管・予居管
行居97	訪問看護ステーションかがやき	行橋市南泉2丁目5-16	H 25・1・1	訪看・予訪看
直居114	温故会すこやか訪問リハビリテーション	直方市大字頓野975	H 25・1・1	訪リ・予訪リ
飯居314	デイサービスふみの里	飯塚市阿恵360-5	H 25・2・1	通介・予通介
飯居315	介護サービスいこい	飯塚市南尾弓田133-65	H 24・12・1	訪介・予訪介
飯居312	訪問介護事業所トップ	飯塚市赤坂552-10-A	H 25・1・1	訪介・予訪介
飯居313	アットホームヘルパーステーション	飯塚市楽市360-4	H 25・2・1	訪介・予訪介
田支66	ケアプランサービス桜の丘	田川市大字楠2302-64	H 25・1・1	居支
柳支25	津留医院豊原居宅介護支援センター	柳川市大和町豊原170-5	H 25・1・1	居支
嘉麻支23	ケアプランいきいき	嘉麻市下山田336	H 25・1・1	居支
朝倉居57	デイサービスだんだん	朝倉市桑原666-1	H 24・11・1	通介・予通介
八女居95	かがやき工房デイサービス	八女市黒土209	H 25・1・1	通介・予通介
八女居96	ホームヘルプ金太郎	八女市本村425-8-3	H 25・2・1	訪介・予訪介
八女支29	ケアプラン金太郎	八女市本村425-8-3	H 25・2・1	居支
行居98	訪問介護事務所もくせい	行橋市西宮市5丁目30-3	H 24・12・1	訪介・予訪介
行居99	通所介護事務所もくせい	行橋市西宮市5丁目30-3	H 24・12・1	通介・予通介

行居100	デイサービス雅	行橋市大字金屋 649 - 1	H 24・12・1	通介・予通介
行居101	ヘルパーサービスきらめき	行橋市宮市町 10 - 35	H 25・1・1	訪介・予訪介
筑紫居77	みんなのうたデイサービス	筑紫野市二日市北3丁目1 - 23	H 25・1・4	通介・予通介
宰居65	ふれあいネット介護サービス	太宰府市五条5丁目10 - 15	H 25・1・1	訪介・予訪介
糸島地居63	ヘルパーステーションみずき	糸島市神在 96 - 1	H 25・1・1	訪介・予訪介
糸島地居64	デイサービスセンターみずき	糸島市神在 96 - 1	H 25・1・1	通介・予通介
古居56	有料老人ホーム小野山荘	古賀市薬王寺 539 - 1	H 24・12・1	特生・予特生
古居55	デイサービスおはな花見	古賀市花見南2丁目11 - 9	H 24・10・1	通介
宗遠支9	あすなる岡垣ケアプランセンター	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目13 - 1	H 25・1・1	居支
宗遠居33	あすなる岡垣デイサービスセンター	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目13 - 1	H 25・1・1	通介・予通介
宗遠居34	あすなる岡垣ヘルパーステーション	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目13 - 1	H 25・1・1	訪介・予訪介
朝倉居58	グループホームすずらん	朝倉市杷木穂坂 89 - 1	H 25・1・1	認共・予認共
京居117	長生庵機能訓練センター	京都郡荏田町富久町1丁目5 - 10	H 25・1・1	通介・予通介
田川居281	デイサービス生力ユウカリ園	田川郡福智町赤池 1017 - 170	H 25・2・1	通介・予通介
小居39	小規模多機能型居宅介護ふれあいの家あずま野	小郡市小郡 2486	H 24・12・1	小居・予小居

宮介27	宮田病院附属山桜クリニック	宮若市本城 723	H 25・1・1	訪看・通り・居管・予訪看・予通り・予居管
------	---------------	-----------	----------	----------------------

福岡県告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
飯介192	医療法人大庭クリニック耳鼻咽喉科医院	大庭クリニック	飯塚市伊岐須 298 - 10	H 23・8・1
飯居56	訪問介護サービスステーションみらい	ヘルパーステーションみらい	飯塚市大日寺 819 - 1	H 24・12・1
大野居35	ライフワン大野城ケアセンター	ライフワンケアセンター	春日市惣利 6丁目107	H 23・7・1
大野居55	介護 24 福岡南	みなみ 24	大野城市白木原 1丁目10 - 27 - 101	H 25・1・20

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯介192	大庭クリニック	飯塚市伊岐須火尻町 298 - 10	飯塚市伊岐須 298 - 10	H 23・8・1

春居39	福岡プライマリケア訪問看護ステーション	春日市上白水5丁目11糸山ビル101号	春日市天神山7丁目91	H 25・1・19
飯居56	ヘルパーステーションみらい	飯塚市潤野874-1奥松ビル1階	飯塚市大日寺819-1	H 24・12・1
飯支29	ケアプランセンターみらい	飯塚市潤野874-1奥松ビル1階	飯塚市大日寺819-1	H 24・12・1
飯居87	ヘルパーステーション若葉	飯塚市川津643-1	飯塚市庄司1011-3	H 24・11・1
飯支77	良創夢ケアプランセンター	飯塚市忠隈394-5	飯塚市鯉田2425-206	H 24・10・1
柳支25	津留医院豊原居宅介護支援センター	柳川市大和町豊原130-9	柳川市大和町豊原170-5	H 25・2・1
筑紫居48	ウィズ・ユー介護サービス	筑紫野市むさしヶ丘3丁目12-13	筑紫野市むさしヶ丘3丁目12-12	H 25・1・10
大野居35	ライフワークケアセンター	大野城市若草4丁目3-23 パサージュ若草Ⅲ2F	春日市惣利6丁目107	H 23・7・1
大野居38	アップルハート太宰府訪問入浴センター	大野城市中央2丁目14-3 メゾン三和102	大野城市中央2丁目14-3 (メゾン三和101)	H 25・2・1
大野支17	アップルハート大野城ケアセンター	大野城市中央2丁目14-3 メゾン三和102	大野城市中央2丁目14-3 (メゾン三和101)	H 25・2・1

福岡県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものと

された場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大介96	野母産婦人科医院	大牟田市東新町1丁目1-4	H 24・11・30

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕介305	ふちだ内科クリニック	糟屋郡志免町大字別府443-1	H 24・12・31
糸島地介39	衛藤医院	糸島市加布里86-3	H 25・1・31
八女介119	今村循環器科・内科	八女市黒木町本分931-1	H 25・1・31
田地介108	中越医院	田川郡糸田町1772-3	H 25・1・4
飯介189	医療法人大庭クリニック	飯塚市吉原町11-21	H 23・7・31
宮介14	医療法人相生会宮田病院	宮若市本城1636	H 24・11・30
飯居77	デイサービス豊園	飯塚市建花寺884-11	H 25・1・31

福岡県告示第243号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成25年1月24日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
NPO法人障がい者・高齢者の生活を応援する会・福岡
 - 代表者の氏名
武松 道生
 - 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市東町40番地8石橋ビル4階
 - 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障がいを持つ人々に対して、相談・情報発信・研修・障害福祉サービス事業等を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第244号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
福津市渡字池尻462番7、462番18及び462番22から462番24まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福津市渡字池尻462番7
有限会社 松岡
代表取締役 松岡 弘美

福岡県告示第245号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
中間市大字垣生字宮ノ前909番2から909番5まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
山梨県富士吉田市下吉田2336番地
荒井地所株式会社
代表取締役 荒井三千男

福岡県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女 県道		八女 瀬高 線	前	筑後市大字新溝16番1先 から 筑後市大字新溝353番2 先まで	4.5 ～ 15.4	823.0
			前	筑後市大字新溝16番1先 から 筑後市大字新溝353番2 先まで	6.0 ～ 33.0	925.0
			後	筑後市大字新溝16番1先 から 筑後市大字新溝353番2 先まで	4.5 ～ 20.5	823.0

			後	筑後市大字新溝16番1先 から 筑後市大字新溝353番2 先まで	6.0 ～ 33.0	925.0
--	--	--	---	---	------------------	-------

福岡県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女瀬高線	筑後市大字新溝533番2先から 筑後市大字新溝525番1先まで

福岡県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	柳瀬高線	前	筑後市大字久恵201番先 から 筑後市大字新溝525番1 先まで	10.2 ～ 14.8	678.4

			後	筑後市大字久恵201番先 から 筑後市大字新溝525番1 先まで	10.2 ～ 14.8	671.2
--	--	--	---	---	-------------------	-------

福岡県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳瀬高線	筑後市大字久恵553番2先から 筑後市大字新溝525番1先まで

福岡県告示第250号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、吉原町1番地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 理事長の氏名
佐藤 正春
- 2 理事長の住所
飯塚市吉原町1-31

福岡県告示第251号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年12月3日農林省告示第2025号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年4月23日農林省告示第790号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年2月22日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成25年2月13日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 水摩組	福岡県鞍手郡鞍手町 大字中山3823	水摩 敏男	平成21年6月12日 平成24年3月27日 福岡県知事許可 (般・特-21・23) 第66063号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成25年2月27日から平成25年3月28日までの30日間

4 処分の原因となった事実

有限会社水摩組は、平成23年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書において、共同企業体にする施工工事の完成工事高として、共同企業全体の完成工事高に出資割合を乗じた額を記載すべきところ、共同企業体全体の完成工事高を記載し、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年2月22日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

九州電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧送電線木佐木柳川線保全事業

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県柳川市三橋町正行字久富	51番6	田	286.60 (286) 平方メートルのうち、使用しようとする土地の面積286.60平方メートル
福岡県柳川市三橋町正行字久富	51番8	田	174.22 (174) 平方メートルのうち、使用しようとする土地の面積174.22平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

橋本勝也

福岡県柳川市三橋町正行1番地1

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 藤丸裕之

福岡県柳川市古賀30番地1 ファミリーユコパン203号

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権

(2) 橋本賢一

福岡市南区若久三丁目28番15号

抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成25年2月8日

福岡県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成25年2月22日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

西日本高速道路株式会社

2 事業の種類

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔()は公簿地積〕
福岡県豊前市大字松江	638番1	畑	36,158.79 (36,158) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積11,809.50平方メートル
福岡県豊前市大字松江	638番2	畑	34,886.59 (34,886) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積4,454.53平方メートル

福岡県豊前市大字松江	638番8	畑	197.42 (197) 平方メートルのうち、 収用しようとする土地の面積197.42 平方メートル
------------	-------	---	--

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調査に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

- (1) 福岡県豊前市大字松江638番1及び同638番8の土地所有者
別紙1のとおり
- (2) 福岡県豊前市大字松江638番2の土地所有者
岡本榮一
福岡県豊前市大字松江623番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

- (1) 福岡県豊前市大字松江638番1及び同638番8の土地に関して権利を有する関係人
別紙2のとおり
- (2) 福岡県豊前市大字松江638番2の土地に関して権利を有する関係人
別紙3のとおり

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成25年2月8日

別紙1 土地所有者

	氏名	住所	持分
1	佐藤セツ子	大分県臼杵市大字大野1390番地	6分の1
2	中村貞子	鹿児島県鹿児島市下荒田二丁目38番20号	6分の1
3	岡本榮一	福岡県豊前市大字松江623番地2	6分の1
4	岡本茂治	大分県中津市大字大悟法792番地2	6分の1
5	伊藤すま子	広島県広島市安佐南区祇園五丁目28番6-24号	6分の1
6	藤崎靖	愛知県尾張旭市北原山町六田池2244番地2	42分の1
7	藤崎みどり	東京都世田谷区弦巻三丁目26番14号トー リンハイツ16-207	42分の1

8	齊藤直美	埼玉県川越市藤原町25番地2ソフィア川 越四季彩の街511号室	42分の1
9	藤崎めぐみ	鹿児島県鹿児島市桜島藤野町854番地	42分の1
10	藤崎仁	広島県広島市西区庚午中三丁目8番2- 501号	42分の1
11	阿久沢雅代	鹿児島県鹿児島市桜島横山町1722番地51 県営桜島団地7棟3号	42分の1
12	藤崎衛	東京都練馬区平和台一丁目35番15-201 号	42分の1

別紙2 土地使用借権者

	氏名	住所
1	岡本榮一	福岡県豊前市大字松江623番地2
2	小畑範子	福岡県豊前市大字松江1041番地15
3	小畑キミ子	福岡県豊前市大字松江1041番地15
4	小畑義則	福岡県豊前市大字松江1041番地15
5	後藤あり子	不明
6	的場公勝	福岡県豊前市大字松江1081番地2
7	是木快子	福岡県豊前市大字三毛門220番地4
8	井上清治	不明
9	小田原夏美	不明
10	下山初	不明
11	川野礼子	福岡県豊前市大字松江472番地1
12	秋吉美恵子	福岡県築上郡上毛町大字下唐原2060番地29
13	古屋政則	不明
14	蔡貴珠	福岡県豊前市大字大河内1752番地1
15	木村公宣	不明
16	迫田政子	不明
17	林靖子	福岡県京都郡みやこ町犀川上伊良原736番地
18	横尾美津子	不明

19	中本邦子	不明
20	溝本輝子	不明
21	下垣内順子	不明
22	木村康雄	不明
23	三浦勝恵	不明
24	藤木晋	不明
25	久留島昌子	不明
26	長谷好男	不明
27	橋本栄一	不明
28	田村幸子	不明
29	竹下五十鈴	不明
30	中下量人	不明
31	上玉利ツル子	不明
32	長田あゆみ	不明

別紙3

①土地使用借権者

	氏名	住所
1	三宅美鈴	不明
2	楠林ミチ子	不明
3	柴田ヒロ子	不明
4	三毛門恵子	福岡県築上郡上毛町大字緒方280番地2
5	金光優一郎	不明
6	本田満智子	福岡県豊前市大字宇島137番地
7	金光宏子	福岡県豊前市大字久路土408番地
8	松本美代子	福岡県豊前市大字四郎丸351番地
9	木戸誠一	不明
10	渡辺ヒロ子	不明
11	宮崎富子	不明

12	(亡)柴村弘 相続人 岩西ゆかり	福岡県築上郡上毛町大字緒方260番地3
13	西野千代子	福岡県築上郡上毛町大字上唐原2005番地3
14	(亡)久保来 相続人 久保英子	大分県中津市三光諫山1357番地
15	田渕ますみ	不明
16	種木良子	不明
17	恒任英利	大分県中津市三光原口500番地5
18	高山種世	不明
19	森祥子	不明
20	橋口尚子	不明
21	西岡直智	不明
22	石井修治	福岡県豊前市大字中村699番地1

②抵当権者

	名称	住所
1	福岡県豊築農業協同組合	福岡県豊前市大字荒堀500番地

内水面漁場管理委員会**福岡県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成25年2月22日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

1 禁止区域

室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域

イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線
ロ線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間

平成25年3月1日から平成25年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成25年2月22日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下流端から下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成25年3月1日から平成25年5月19日まで